

第22期第13回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和5年4月18日（火） 13：30～14：20

II 場 所：相馬双葉漁業協同組合2階大会議室
（相馬市尾浜字追川196）

III 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題

（1）議案

- 議案第1号 福島海区漁場計画の案に関する公聴会の結果について
- 議案第2号 福島海区漁場計画の案について（答申）
- 議案第3号 知事許可漁業の許可等に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件（諮問・答申）
- 議案第4号 沖合たこかご漁業の許可の有効期間を短縮する件（諮問・答申）
- 議案第5号 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）
- 議案第6号 特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）（まさば及びごまさば太平洋系群）
- 議案第7号 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について（諮問・答申）

（2）報告事項

- ア 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和4管理年度における漁獲可能量の変更について
- イ 第39回太平洋広域漁業調整委員会の結果について

6 閉会

IV 委員の定数 14名

V 出席者

1 委 員（14名）

（1）出席者 14名

今野 智光 会長 鈴木 哲二 会長代理 今泉 浩一 委員
狩野 一男 委員 平 仁一 委員 永瀬 哲浩 委員
森田 政利 委員 山下 博行 委員 渡邊 登 委員
吉田 康男 委員 川邊 みどり 委員（WEB参加）
久保木 幸子 委員 渡邊 千夏子 委員
宮下 朋子 委員（WEB参加）

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長（併）海区事務局長	山廻邊 昭文
水産課主任主査	渡辺 透
〃	佐藤 太津真
水産事務所長	平田 豊彦
水産事務所主任主査	千代窪 孝志
水産海洋研究センター所長	石田 敏則
水産資源研究所長	山本 達也
海区事務局 主幹（業務担当）	佐久間 徹
〃 副主査	宗形 莉苗
〃 主事	熊田 湧樹
〃 主事	伊東 亮太
〃 主事	金子 正子

1 開会（13:30～）

事務局（佐久間主幹）	それでは、定刻となりましたので、これより第22期第13回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。
------------	--

2 会長挨拶

事務局（佐久間主幹）	それでは、会長より御挨拶をお願いいたします。
会 長	本日は、お忙しい中、第22期第13回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。 令和5年度初めての開催で、今回は相馬会場にお集まりいただきました。 なお、川邊委員、宮下委員におかれましては、WEBで御参加いただいております。 さて、本日は、議案7題、報告事項2題を予定しております。十分に御協議いただければと思います。 よろしくお願いします。

3 出席状況報告

事務局（佐久間主幹）	次に、委員の出席状況を御報告いたします。 本日は14名全員の御出席をいただいております。このうち、2名におかれましては、インターネット上での御出席となっております。福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定による、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。 よって、漁業法第145条第1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。
------------	--

4 議事録署名人選出

事務局（佐久間主幹）	議事に先立ち議事録署名人を選出いたします。 福島海区漁業調整委員会運営規程第11条第1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。 では、会長、よろしくお願いいたします。
会 長	それでは、議事録署名人には、吉田委員、宮下委員を指名いたします。 両委員には、よろしくお願いいたします。
両委員	（「はい」）

5 議題

事務局（佐久間主幹）	これより、議事に入ります。 議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。 会長、よろしくお願いいたします。
------------	--

(1) 議案

議案第1号 福島海区漁場計画の案に関する公聴会の結果について

議案第2号 福島海区漁場計画の案について（答申）

議 長	それでは、議案第1号「福島海区漁場計画の案に関する公聴会の結果について」事務局から説明願います
事務局（佐久間主幹）	議案第1号 福島海区漁場計画の案に関する公聴会の結果について御説明いたします。 資料の4ページを御覧ください。 知事は、漁場計画の案を策定するに当たり、漁業法第64条第4項の規定により、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされております。海区漁業調整委員会はこの意見を述べようとするときは、あらかじめ公聴会を開き、利害関係人の意見を聴かなければならないとされております。 これに基づきまして、福島海区漁場計画の案に関する公聴会を2月28日にいわき合同庁舎で、3月7日に水産資源研究所で開催しております。 当日の出席状況については資料に記載のとおり、両会場ともに6名の委員に出席いただいたほか、公述者、傍聴人の出席がありました。 公述の内容につきましては、全て漁場計画案の内容について「異議なし」というものでございました。 公聴会の結果については、以上のとおりです。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありますか。
各委員	（質疑なし）
議 長	質疑がないようですので、議案第2号に移りたいと思います。 議案第2号「福島海区漁場計画の案について（答申）」について、事務局から説明願います。
事務局（佐久間主幹）	議案第2号、福島海区漁場計画の案について（答申）について御説明いたします。 資料の17ページを御覧ください。 知事からの諮問文について、第11回の委員会資料を参考まで添付しております。令和5年1月12日付けで知事から諮問されております。 資料16ページにお戻りください。 答申文の案となっております。委員会で答申するに当たり、公聴会を開催し、利害関係人から意見を聴いておりますが、議案第1号のとおり、公述の内容は全て「異議なし」というものでした。 答申内容についての御審議よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、採決いたします。 議案第2号、令和5年1月12日付けで知事から諮問のありま

	した「福島海区漁場計画の案」について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。よって、全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定いたします。
議案第3号 知事許可漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件（諮問・答申）	
議長	次に、議案第3号「知事許可漁業の許可等に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件」を議題とします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
山廻邊課長	議案第3号 知事許可漁業の許可等に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件について御説明いたします。 資料18ページをお開きください。 令和5年4月6日付け5生流第110号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。
渡辺主任主査	はい、議長。 水産課 渡辺です。 議案第3号の内容について御説明いたします。 資料45ページをお開きください。 1の概要を御覧ください。 今回の諮問の概要を御説明いたします。 今回の諮問は、知事が、知事許可漁業の許可又は起業の認可をするため、漁業法及び福島県漁業調整規則の規定に基づき、制限措置の内容、申請期間、許可の基準を定めることから、貴委員会の意見を求めるものです。 なお、本件に係る説明において、「許可又は起業の認可」を「許可等」と省略して御説明します。 資料中程、3の制限措置等及び許可の基準の必要性を御覧ください。 現在許可している知事許可漁業のうち、下の表の左側の欄に掲げる漁業種類については、表の右側の欄に掲げる日に有効期間が満了します。

それぞれ有効期間満了後の許可等をするため、制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を定め、公示する必要があります。

また、制限措置で公示した許可等をすべき船舶の数又は漁業者の数を超える申請があった場合、許可等をする者を定めるための基準を定める必要があります。

資料４６ページの４ 制限措置等及び許可の基準の内容の表を御覧ください。

表の左側の欄に記載している項目は、許可等をするに当たり、漁業法及び福島県漁業調整規則に基づき知事が定める事項です。

それぞれの項目について、内容を御説明いたします。

項目の１番上の「漁業種類」、３番目の「操業区域」、その下の「漁業時期」については、取扱方針のとおりとし、現在の許可と同じ内容で設定いたします。

「漁業を営む者の資格」につきましても、取扱方針において定めているとおりといたします。

次に、項目の上から２番目「許可等をすべき船舶の数又は漁業者の数」について御説明いたします。

表の欄外の米印（※）を御覧ください。

許可等をすべき船舶の数又は漁業者の数は、操業の実態や資源状況を勘案して判断すべきものではありませんが、本県においては、操業拡大に向け取り組んでいるところであり、そのような実態においては、資源状況が評価しにくい状況であることから、震災前の許可数を上限とし、漁業協同組合への照会を参考に設定しております。

漁業種類ごとの許可等をすべき数について御説明いたします。

資料４７ページを御覧ください。

表の左側に漁業種類、表の右から２番目の欄に今回お諮りする制限措置等の案のうち、許可等をすべき船舶の数又は漁業者の数を記載しております。

表の一番上から御説明いたします。

まず、小型機船底びき網漁業について、地方名称 板びき網漁業は１９隻、地方名称 自家用釣餌料びき網漁業は１４隻、地方名称 自家用釣餌料板びき網漁業は７３隻、地方名称 貝けた網漁業（ほっき貝等）は８３隻、地方名称 貝けた網漁業（こたまがい、はまぐり等）は１０隻、地方名称 貝けた網漁業（えぞいしかげがい等）は３隻です。

	次に機船船びき網漁業について、しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業は233隻、おきあみひき網漁業は141隻、さよりひき網漁業は170隻です。 刺し網（流し網）漁業は201隻です。 かご漁業について、はもかご漁業は216隻、沿岸かにかご漁業は164隻、沖合たこかご漁業は24隻、かご漁業は300隻です。 続いて、どう漁業は50隻、固定式刺し網漁業は323隻、つば漁業は15隻、地びき網漁業は5人です。 いずれの漁業種類においても、表の右側の欄に記載している震災前の許可数と同じ若しくは下回っております。 以上が制限措置の内容です。 資料46ページにお戻りいただき、4の表を御覧ください。 表の下から2番目「許可等を申請すべき期間」は、ひと月の申請期間を設け、令和5年5月16日から同年6月15日までとする予定です。 最後に表の一番下、「許可の基準」については、沿岸漁業の経営安定の観点から、現に知事許可漁業の許可を受けている者を優先し順位付けを行い、許可等をする者を定めることといたします。 これを踏まえ、制限措置等について県報において告示する案を、資料19ページから43ページにお示ししております。 また、許可の基準の案を44ページにお示ししております。 資料46ページをお開きください。 経過と今後の予定について御説明します。 今回お示した制限措置の案については、水産課のホームページにおいて公表し、令和5年3月31日から同年5月1日まで意見の聴取を実施しております。 この意見聴取を踏まえ、内容の変更が必要となった場合には、改めて貴委員会の意見を求めることといたします。 なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。 説明は以上でございます。御審議よろしく願います。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	（質疑なし）
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろし

	いですか。
各委員 議 長	(「はい」 との声あり) それでは、採決いたします。 議案第 3 号「知事許可漁業の許可等に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件」について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員 議 長	(挙手総員) 会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。よって、全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定いたします。

議案第 4 号 沖合たこかご漁業の許可の有効期限を短縮する件（諮問・答申）

議 長	次に、議案第 4 号「沖合たこかご漁業の許可の有効期間を短縮する件」を議題とします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
山廻邊課長	議案第 4 号 沖合たこかご漁業の許可の有効期間を短縮する件について御説明いたします。 資料 4 8 ページをお開きください。 令和 5 年 4 月 6 日付け 5 生流第 1 1 7 号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。
渡 辺 主 任 主 査	はい、議長。 水産課 渡辺です。 議案第 4 号の内容について御説明いたします。 資料 4 9 ページを御覧ください。 1 の概要を御覧ください。 今回の諮問の概要を御説明いたします。 知事許可漁業の許可の有効期間は、福島県漁業調整規則第 1 5 条第 1 項において 3 年と定められておりますが、沖合たこかご漁業の許可の有効期間につきましては、同条第 2 項の規定に基づき、1 年に短縮したいと考えております。 短縮する理由につきましては、4 短縮の理由を御覧ください。 沖合たこかご漁業で対象としているタコ類やツブ類は、底びき網でも漁獲されており、資源を減少させる懸念があります。 そのため、対象資源の動向を踏まえた弾力的な許可の発給を行うため、1 年に短縮するものです。 なお、短縮した場合の許可の有効期間は、ページの中程、四角

	で囲われている部分のとおり、令和5年7月1日から令和6年6月30日までとなります。 説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第4号「沖合たこかご漁業の許可の有効期間を短縮する件」について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、議案第4号について「異議なし」として答申することに決定いたします。
議案第5号 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について(協議)	
議 長	次に、議案第5号「知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について」を議題とします。 知事から協議されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
山廻邊課長	議案第5号 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について御説明いたします。 資料50ページをお開きください。 令和5年4月6日付け5生流第135号で、知事から貴委員会へ協議しております。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしく願いいたします。
渡 辺 主 任 主 査	はい、議長。 水産課 渡辺です。 議案第5号の内容について御説明いたします。 資料95ページをお開きください。 1の改正の趣旨を御覧ください。 今回の改正は、これまで知事許可漁業の許可等をするため、制限措置等を告示した際に文書法規上の修正が加えられたものについて、告示に倣い取扱方針の規定ぶりを修正するものです。 また、取扱方針における表現の統一、脱字がある箇所を修正するもので、取扱方針の内容を変更するものではありません。 2の改正の概要を御覧ください。 改正する点は、大きく3つございます。 まず、漁業を営む者の資格の表現の修正、次に、操業区域の表

現の修正、最後に、字句修正及び脱字の修正です。

資料 9 6 ページをお開きください。

今ほど御説明しました改正する点ごとに、表の左側に改正の概要、左から 2 番目に改正案、その隣に現行の取扱方針の内容、表の右から 2 番目に改正の理由、一番右側に改正する取扱方針を番号でお示ししております。

番号に対応する取扱方針の名称は、資料 9 8 ページの表の下側にお示ししております。

資料 9 6 ページにお戻りいただき、表の一番上から順に御説明いたします。

まず、漁業を営む者の資格の表現の修正です。

表の右から 2 番目の改正の理由①を御覧ください。

これまで制限措置等を告示した際に、文書法規上の修正が加えられた箇所、指摘のとおり取扱方針を修正し、「福島県に住所を有すること」を「福島県に住所を有する者」に改めます。

該当する取扱方針は、あわび漁業外 20 件です。

次に、操業区域の表現の修正です。

改正の理由②を御覧ください。

小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業）外 4 件の取扱方針中、操業区域の規定ぶりについて、他の取扱方針に合わせ、本県における地点を示すものについては県名の記載を除き、それに伴い、本文中の表現を修正いたします。

また、機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）の取扱方針においては、他の取扱方針に合わせ、「海域」となっている箇所を「海面」に改めます。

資料 9 7 ページを御覧ください。

改正の理由③を御覧ください。

取扱方針における表現を合わせるもので、「境界点の正東の線」又は「境界点正東線」となっているものを「境界点正東の線」に改めます。

該当する取扱方針は、小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料びき網漁業及び自家用釣餌料板びき網漁業）外 6 件です。

続いて、字句修正です。

改正の理由の欄の④を御覧ください。

許可をしない場合の規定について、現行の記載を改正案のとおり改めます。

該当する取扱方針は、あわび漁業、うに漁業の 2 件です。

改正の理由⑤を御覧ください。

該当する取扱方針は、機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業）ですが、制限措置等を告示する際に、文書法規上の修正が加えられた箇所、指摘の

	とおとり取扱方針を修正し、「通称めろうど含む」の次に句点を加えます。 改正の理由⑥を御覧ください。 機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業）及びかご漁業（沖合たこかご漁業）の取扱方針における趣旨の規定において、「以下「許可等」という」又は「以下「規則」という」と記載されているものについて、句点が抜けているものを修正いたします。 また、機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）の取扱方針における操業区域の区分の規定において、「小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網及び板びき網漁業）許可船舶」となっているものについて、地方名称のかっこ書きの後に「の」を加えます。 改正の理由⑦を御覧ください。 固定式刺し網漁業の取扱方針の許可等の条件中、ひらがなで「さし網」と規定されているものを福島県漁業調整規則第４条の規定に合わせ、漢字の「刺し網」に改めます。 改正の理由⑧を御覧ください。 小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料びき網漁業及び自家用釣餌料板びき網漁業）の許可の条件中、「当り」の送り仮名を修正いたします。 資料９８ページを御覧ください。 最後に、改正の理由⑨です。 機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業）、機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）及びかご漁業（沿岸かにかご漁業）の取扱方針において、文字が抜けており誤りがある箇所を修正するものです。 これらを踏まえ、一部改正を行う取扱方針の新旧対照表の案を資料５１ページから９４ページにお示ししております。 対照表の左側が改正案、中程の欄が現行の取扱方針、右側の備考の欄には、改正の理由として、先ほど御説明した資料９６ページから９８ページまでの表の改正の理由に記載している番号をお示ししております。 なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。 説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	（「はい」との声あり）
議 長	それでは、採決いたします。 議案第５号「知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正」について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の

	皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、議案第5号について「異議なし」として答申することに決定いたします。
議案第6号 特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）（まさば及びごまさば太平洋系群）	
議長	次に、議案第6号「特定水産資源の漁獲可能量について」を議題とします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
山廻邊課長	議案第6号 特定水産資源の漁獲可能量について御説明いたします。 資料99ページをお開きください。 令和5年4月7日付け5生流第227号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。
渡辺主任主査	はい、議長。 水産課 渡辺です。 議案第6号の内容について御説明いたします。 資料101ページをお開きください。 1の概要を御覧ください。 今回の諮問の概要を御説明いたします。 特定水産資源のうちまさば及びごまさば太平洋系群について、令和5年7月1日から令和6年6月30日までの令和5管理年度における都道府県別の漁獲可能量について、農林水産大臣から知事に対し配分が見込まれる数量に係る事前照会がありました。 これを受け、知事は、福島県資源管理方針に則して知事管理分の漁獲可能量を定めることとなるため、貴委員会の意見を求めるものです。 資料102ページをお開きください。 まさば及びごまさば太平洋系群等に関する令和5管理年度の都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和5年3月31日付けの事前照会に関する事務連絡の写しです。 資料103ページを御覧ください。 表は、まさば及びごまさば太平洋系群からずわいがにオホーツク海南部まで7つの特定水産資源について示されておりますが、今回の諮問に係るものは、表の一番左のまさば及びごまさば太平洋系群についてです。 まさば及びごまさば太平洋系群について、表の一番左のTAC

	と記載されている欄を御覧ください。 本県に対する都道府県別漁獲可能量の当初配分数量案が記載されております。 令和4管理年度と同様「現行水準」と示されました。 2つ右の欄を御覧ください。 現行水準の場合の目安数量が示されておりますが、こちらも、令和4管理年度と同様「100トン未満」と示されました。 資料101ページにお戻りください。 4の策定の内容を御覧ください。 先ほど御説明しました配分予定数量について、福島県資源管理方針に定める知事管理区分への配分の基準に則して、本県に配分された都道府県別漁獲可能量「現行水準」の全量を、福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業に配分いたします。 なお、福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業とは、特定の漁法を指すものではなく、知事が、まさば及びごまさば太平洋系群について漁獲量の管理を行う区分の名称です。 これは、本県に住所がある者がまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する漁業を包括したもので、国から配分を受けた数量を、水域や漁法、採捕する時期により区分せず、県で一体として漁獲量を管理していくこととしております。 これを踏まえ、県報において告示する案を資料100ページにお示ししております。 なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。 説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第6号「特定水産資源の漁獲可能量」について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、議案第6号について「異議なし」として答申することに決定いたします。
議案第7号	水産植物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について（諮問・答申）

議 長	次に、議案第7号「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（案）について」を議題とします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
山廻邊課長	議案第7号 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について御説明いたします。 資料104ページをお開きください。 令和5年4月7日付け5生流第215号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いします。
佐藤主任 主査	はい、議長。 水産課 佐藤です。 議案第7号の内容について御説明いたします。 本計画につきましては、今年1月21日に開催された第22期第11回の委員会でお諮りし、異議無い旨、御回答いただいておりますが、その後、計画の内容に変更があったため、改めて諮問するものです。 資料105ページを御覧ください。 変更点について御説明します。 今回は、ヒラメの目標値について変更するものです。 計画では、栽培漁業を推進する対象種ごとに、令和8年度時点での生産数量及び県内放流量の目標を定めております。 ヒラメについて、変更前は生産数量、放流量とも目標を100万尾としておりましたが、変更後は130万尾といたしました。 理由としましては、本計画では栽培漁業の推進により沿岸漁業資源の維持及び増大を図ることとしており、令和3年度に132万尾の生産を達成していることを踏まえて、目標値を変更したものです。 ヒラメの目標値の変更以外は、第22期第11回の委員会でお諮りしたとおりとなっています。 なお、基本計画の（案）は、資料107ページから114ページでございます。 以上の変更点について、御審議よろしくお願いします。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありますか。
川邊委員	御説明ありがとうございます。 このように種苗を放流して、資源状況にどれぐらいの効果があるのか、また、追跡調査等をされているのか、何か知見がありましたら教えていただければと思います。
水産資源研 究所 山本所長	市場調査で、天然魚もしくは放流魚がどれぐらい捕れているのか等を確認し、放流の効果を随時把握しているところです。

川邊委員	分からないことが少しあったので、もう少し詳しくお聞きできる機会があればいいなと思っております。 今後、ヒラメの資源管理についても厳しくなっていくかと思います。このような放流の効果も把握しておかれた方が、よろしいのではないかと思います。以上です。
議 長	ほかに質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」 との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第 7 号「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画 (案)」について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、議案第 7 号について「異議なし」として答申することに決定いたします。

(2) 報告事項

報告事項 ア 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和 4 管理年度における漁獲可能量の変更について

議 長	続きまして、議案（2）報告事項に移ります。 ア「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和 4 管理年度における漁獲可能量の変更について」知事部局から報告願います。
渡 辺 主 任 主 査	はい、議長。 水産課 渡辺です。 報告事項アの内容について御説明いたします。 資料 1 2 9 ページをお開きください。 今回の報告の概要を御説明いたします。 特定水産資源のうち、くろまぐろの令和 4 管理年度の知事管理漁獲可能量につきまして、令和 5 年 3 月 1 日付けの農林水産大臣からの通知を受け、数量を変更しましたので、御報告するものです。 資料 1 2 9 ページ下に変更の内容をお示ししております。令和 4 管理年度の知事管理漁獲可能量は、水産庁の仲介による融通を経て最終的に 3 0 k g 未満のくろまぐろ小型魚は 1 3. 5 トン、3 0 k g 以上のくろまぐろ大型魚は 1. 8 トンと変更になりました。 つづきまして、資料 1 3 1 ページをお開きください。ここには、

	農林水産大臣の通知に基づく令和４管理年度の都道府県別漁獲可能量の変更の経緯と漁獲実績を示しております。 表の一番左の令和４管理年度漁獲実績を御覧ください。令和４管理年度のくろまぐろ小型魚と大型魚の漁獲実績は、それぞれ１３．６トンと２．０トンとなりました。 これに関して、水産庁の仲介等による二度の融通を受けましたが、表の一番右に示されておりますとおり、先ほど御説明したくろまぐろ小型魚と大型魚の漁獲可能量を０．１トンと０．２トンそれぞれ超過いたしました。 なお、令和４管理年度における超過数量分は、翌令和５管理年度の都道府県別漁獲可能量の追加配分の際に差し引かれる見込みとなります。 最後に、本件に関する前回の委員会からの経過を資料１３０ページに、令和５年３月１日付けの農林水産大臣からの通知を１３２ページに添付しております。 御説明は以上です。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
報告事項 イ 第３９回太平洋広域漁業調整委員会の結果について	
議 長	次に、報告事項イ「第３９回太平洋広域漁業調整委員会の結果について」事務局から報告願います。
事務局(佐久間主幹)	報告事項イ 第３９回太平洋広域漁業調整委員会の結果について御説明いたします。 資料の１３３ページを御覧ください。 本委員会は、都道府県をまたぐような広域の漁業について所管する委員会で、福島海区からは鈴木会長代理に委員を担っていたいております。 第３９回委員会は、令和５年３月１５日に開催されました。 今回の議題としましては、太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示などについて説明がありました。 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について、その概要を御説明いたします。 資料の１３４ページを御覧ください。 遊漁者によるクロマグロの採捕については、令和３年６月から、３０ｋｇ未満の小型魚は採捕禁止、３０ｋｇ以上の大型魚は、採捕報告が義務化されました。前回の委員会指示では、大型魚について１人１日当たり保持できる尾数が１尾まで、日本全体で、年間４０トンまでと決まりました。 今回の指示期間は令和５年４月１日からの１年間となります。

	以上で御説明を終わりますが、その他の議題について資料等の御要望がありましたら、後ほど事務局までお申し付け願います。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
6 閉会	
議 長	これで予定された議題については終了しました。 これをもちまして、第22期第13回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。長時間にわたり、皆さま、お疲れ様でした。



令和5年4月18日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会 長 : 今野 智光 

議事録署名人 : 吉田 康男 

議事録署名人 : 宮下 朋子 

